

狛江市市民活動支援センター運営団体（候補者）選考審査基準

（1）目的

この基準は、狛江市市民活動支援センター運営団体（候補者）選考基準第7条に基づき、選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（2）選考委員

狛江市市民活動支援センター運営団体（候補者）選考会（以下、「選考会」という。）の選考委員は狛江市市民活動支援センター開設準備委員会から選出する。ただし、応募団体に利害関係を有する者は選考委員から除外するものとする。

（3）選考方法

選考会において、応募団体から提出された企画提案書及び団体に関する書類の審査と公開プレゼンテーション審査により総合的に評価し、運営団体（候補者）の選考を行う。

（4）選考手順—審査採点

以下の①から⑨までの審査項目について、それぞれの審査基準に従って選考委員が採点を行う。各審査項目の配点を基準として採点基準の5段階で評価し（基準配点×採点基準点）、合計500点満点とする。各選考委員の応募団体の得点の合計点で点数の高い順に団体を選定する。得点が複数団体同位となった場合は、選考会で協議し、上位団体を決定する。

得点の最も高い団体から順に、選考委員で協議の上、運営団体（候補者）として最終選考する。

○審査項目〔基準配点合計：100点〕

- ①市民活動推進とセンター運営の基本的考え方〔基準配点：18点〕
- ②コーディネート・マッチング・ネットワーク機能〔基準配点：17点〕
- ③情報収集・発信機能〔基準配点：8点〕
- ④拠点機能，施設・設備・備品の活用〔基準配点：8点〕
- ⑤相談機能〔基準配点：8点〕
- ⑥交流・人材育成・研修機能〔基準配点：8点〕
- ⑦調査・研究，啓発機能〔基準配点：8点〕
- ⑧アドボカシー機能〔基準配点：8点〕
- ⑨運営団体の安定性—事務局職員構成，財源確保方針〔基準配点：17点〕

○審査基準

審査項目①：市民活動推進とセンター運営の基本的考え方

- 中間支援組織として将来にわたっての明確な運営方針と公の施設について市民の平等な利用が確保されること。
- 企画力や創造力に優れ、協働の担い手として適していること。

審査項目②：コーディネート・マッチング・ネットワーク機能

- 様々な地域の活動・団体を繋げる3つの中間支援の機能が効果的になっていること。

審査項目③～⑧：各種事業の計画や考え方・方針

- 事業計画，方針内容に実現性があること。
- 市民活動支援センターの効用を最大限に発揮し，利用者への支援やサービスが効果的，効率的なものとなっていること。

審査項目⑨：運営団体の安定性

- 事業計画，方針内容に沿った運営を安定して行う人的，物的な能力を有していること。

○採点基準：5段階評価

- 5点—高く評価できる内容である
- 4点—評価できる内容である
- 3点—基準を満たしている内容である
- 2点—基準に一部欠けた内容である
- 1点—充分でない内容である